# 令和2年第12回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年12月10日(木) 午後1時30分から午後3時05分
- 2 場 所 菊池市役所 2階 204号会議室
- 3 出席委員 1番/工藤清子 2番/永田孝子 3番/歌丸研一 4番/工藤真理子 5番/楳田 實 7番/永田正一郎 8番/坂田貞志 9番/右田博昭 10番/右田正臣 11番/髙山悦子 12番/松永孝志 13番/緒方啓一 14番/丸山利明 16番/水上義夫 17番/川口毅憲 18番/守塚伸二 19番/髙木洋一
- 4 欠席委員 6番/緒方哲郎 15番/荒木孝子
- 5 事務局 (本 庁)泉 大助、高山賢一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄 (旭志分室)下川利治 (泗水分室)角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 あっせん登録申出について
  - 議案第2号 農地法第3条許可申請について
  - 議案第3号 農地法第4条許可申請について
  - 議案第4号 事業計画変更について
  - 議案第5号 農地法第5条許可申請について
  - 議案第6号 農用地利用集積計画(案)について
  - 報 告 土地改良届出について

合意解約について

その他

#### 《開会》

事務局長)定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。本日の会議につきましては、議席番号6番/緒方哲郎委員と議席番号15番/荒木委員から欠席の届け出があっております。本日の会議につきましては、19名中17名の委員さんにご出席いただいており、『菊池市農業委員会会議規則第9条』 に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より『令和2年第12回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 《会長挨拶》

## 《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の 指名をします。議席番号11番/髙山委員と議席番号12番/松永委員を指名させ ていただきますので、よろしくお願いいたします。

# 《 議案審議 》

- 会 長)本日の議題は、第1号から第6号までの議案6件及び報告2件となっております。先ず、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いします。
- 事務局長) 議案第1号/あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。1ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受等候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、個人1件となっております。2ページをお開きください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の守塚委員より、ご意見をお願いいたします。
- 守塚委員) 18番の守塚です。申請人は、現在、七城町の岩瀬区に住んでおり、父と母と3人で水稲と野菜を中心に作付けされております。現在、父親が認定農業者となっておられますが、次回の更新からは自分が代表となって農業経営を行いますと意欲的に農業に取り組んでおられます。今後、規模を拡大して、これを計画されて今回の申し出となっております。皆様のご審議、よろしくお願いします。

**会 長)** あっせん登録申出につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

## (質問・意見なし)

**会 長)** 意見も無いようですので、登録することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

- **会 長)** ありがとうございます。全員挙手ですので、登録することに決定いたします。 次に、議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局長) 議案第2号/農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。 3ページをお開きください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする 所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審 議のうえ、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでござい ます。今回の案件は、所有権移転10件、賃貸借権設定4件、使用貸借権設定2件 となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の 程よろしくお願いいたします。
- 会長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。
- **事務局**) 今月の案件は、農地法第3条第1項の各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。それでは、先ず1番です。4ページをお願いします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **永田孝子委員)**2番の永田でございます。12月7日に現地調査を行いました。譲渡 人さんは、耕作ができないので買ってほしいと要望されておりました。譲受人さん は、自宅から近く便利が良いので、今回、農地の売買の話が成立したものです。譲 受人さんは高齢でありますが、農業に意欲をもっておられますので、問題はないと 思います。よろしくお願いします。
- 会長)次に、2番をお願いいたします。

- 事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会長)2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 高木委員) 19番の髙木です。7日に角田推進委員と私とで現地を確認いたしました。場所は、県道鯛生菊池線で、旧豊間小学校から県道沿いに南へ約1.5kmのところでございます。譲受人さんの息子さんの家と隣接するところでございまして、畑が山のようになっているために日当たりが悪いので、譲渡人の方と話がまとまったようでございます。草を切って元の畑の状態にして、大豆を作ろうと思っておられるようでございます。問題はないと思いますが、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。
- 会長)次に、3番をお願いいたします。
- **事務局)**3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会長)3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **永田正一郎委員)**7番の永田です。これも、お互いの相互合意による売買になっております。譲渡人の方が高齢ということで、譲受人とご相談のうえ、売買になりました。
- 会長)次に、4番をお願いいたします。
- **事務局)** 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **永田正一郎委員)**7番の永田です。12月7日に推進員とともに現地の確認をいたしました。譲渡人が高齢のため、もう売買したいと売買人を見つけておられまして、この譲受人は泗水の方ですけど知人ということで、狭い畑ですけど引き受けたいということで、相互合意による売買になりました。
- 会長)次に、5番をお願いいたします。

- **事務局)**5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **歌丸委員)**3番の歌丸です。この申請は、先月「買受適格証明願」が出ていたものです。申請人が以前からこの土地を耕作されており、落札されたものです。作付けは、米・麦を作られるとのことです。何ら問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。
- 会長)次に、6番をお願いいたします。
- 事務局) 6番です。5ページをお願いします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会長)6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **楳田委員)**5番の楳田です。相互合意による売買です。申請地は、七城支所から北東 へ400m進んだ場所です。申請人の自宅の隣の水田で、以前からこの土地を耕作 されており、譲渡人の要望で今回の申請になりました。何ら問題ないと思います。 皆様のご審議をお願いします。
- **会 長)**次に、7番をお願いいたします。
- 事務局)7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会 長)7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 守塚委員) 18番の守塚です。場所は、七城温泉ドームから東南側へ約2.4km進んだ 岩瀬地区に近い場所です。譲受人は合志市の法人であり、障がいを持った人の生き がいづくりとして、この土地を耕作されるとのことです。今回の申請地では、サツ マイモ・トマトを作付けされる予定だそうです。皆様のご審議をお願いいたします。
- 会長)次に、8番をお願いいたします。
- 事務局)8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

- 会長)8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 右田博昭委員) 9番の右田です。この案件は、親から子への贈与になります。譲受人さんは会社員の兼業農家で、父と一緒に農業に従事しています。父から田んぼを譲り受け、奥さんと一緒に水稲とWCSを作付けされます。本人は年間150日、奥さんは200日、農業に従事されているそうです。皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。
- 会長)次に、9番をお願いいたします。
- **事務局)** 9番です。6ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会長)9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 右田博昭委員) 9番の右田です。この案件も、親から子への贈与になります。譲受人 さんは専業農家で、繁殖牛経営をやっておられます。本人は、最近法人化し代表取 締役に就任したところです。父から農地を譲り受け、奥さんと一緒に水稲と飼料作 物を作付けされます。何ら問題はないと考えます。皆さんのご審議、よろしくお願 いいたします。
- **会 長)** 次に、10番をお願いいたします。
- **事務局)**10番です。7ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会 長) 10番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 右田正臣委員) 10番の右田です。この畑は、泗水西小学校から南に500mくらいにある畑です。譲受人が小作をされていました。譲受人は譲渡人の甥になり、譲渡人が高齢で譲受人との間で売買がなされました。譲受人は、野菜を作って物産館などに出されています。問題はないと思います。
- 会長)次に、賃貸借権設定の1番をお願いいたします。
- 事務局)賃貸借権設定の1番です。8ページになります。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

- 会長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **歌丸委員)**3番の歌丸です。お互いの要望による賃貸借権の設定です。場所は、七城 メロンドームから西側へ約1.5km行ったところにあります。借受人は、今回の農地 で水稲を作られるとのことです。何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろ しくお願いいたします。
- 会長)次に、2番をお願いいたします。
- 事務局)2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会長)2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 工藤清子委員) 1番の工藤でございます。土地の所在地は、旭志支所より東へ約5㎞ 行ったところに北合志保育園があります。そこから西へ400m行った山あいの農地でございます。貸付人の方は野菜の専業農家で、後継者もおられ、その方に譲られております。今回、農福連携の会社を勉強され、勤められて農福連携の資格をとり、この会社を立ち上げられました。農福連携というのは、皆さんもご存じかと思いますが、障がい者が農業分野で活躍できることを通じ、自信や生きがいをもって社会参画を実現していく取り組みでございます。また、担い手不足・高齢化が進む農業分野において、新たな取り組みでございます。自分の農地の自分の会社への賃貸借権でございます。何ら問題はないと思います。よろしく審議の程をお願いいたします。
- 会長)次に、3番をお願いいたします。
- **事務局)** 3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会 長)3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 工**藤真理子委員)** 4番の工藤です。借受人さんは専業農家で、米作りを中心にシイタ ケ栽培をしておられます。貸付人さんは、現在は大津町にお住まいですが、以前、 同じ地区に住んでおられました。その頃から小作をされておりますので、何も問題 はないと思います。よろしくお願いします。
- 会長)次に、4番をお願いいたします。

- 事務局) 4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会長)4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 川口委員) 17番の川口です。貸付人と借受人は、親戚関係にあります。貸付人がご 高齢になられまして、後継者もいらっしゃらないということで、親戚の借受人の方 にお願いされたということでの相互合意になります。4日に現地を見て、借受人の 方とお会いしましてお話を伺いました。借受人は兼業農家ですので、ちゃんとやれ ますかという風にお尋ねしましたところ、仕事の関係でかなり時間が取れるようで、概ね240日間くらいは畑作業をされているみたいです。確認をいたしました。 奥 さんもされますので、サツマイモを作られるそうですけれども、問題はないものと 思います。よろしくお願いします。
- 会長)次に、使用貸借権設定の1番をお願いいたします。
- **事務局)** 9ページになります。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 守塚委員) 18番の守塚です。お互いの要望による使用貸借権の設定です。場所は、 七城町の岩瀬区を中心として点在しております。貸付人・借受人は親子関係であり、 貸付人が65歳前ではありますが、経営移譲を早めに進めたいとのことで、今回の 申請となっております。作付けは、水稲・小麦を作られるとのことでございます。 問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。
- 会長)次に、2番をお願いいたします。
- 事務局) 10ページになります。2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。
- 会長)2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **右田正臣委員)** 10番の右田です。この案件は、農業者年金のための貸し借りです。 貸付人と借受人は親子で、問題はないと思います。

会 **長**) 農地法第3条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が 終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、 お受けいたします。

(質問・意見なし)

**会 長)** 意見も無いようですので、許可することにご異議のない委員さんは、挙手を お願いいたします。

- **会 長)** ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。 次に、議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局長) 議案第3号/農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。 11ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、3件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 会長) それでは、1番につきまして、説明をお願いいたします。
- 事務局) それでは、12ページをお開きください。番号1番です。申請人、土地の所在、地目、面積、転用目的、概要につきましては、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から北東に約1.3km、県道日生野隈府線から南に約120mの土地です。農地区分につきましては、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地にあたり許可可能です。転用目的は植林です。こちらは、既にズミを32本、ジンチョウゲ14本を植栽されていることから、始末書が添付されております。以上です。
- 会長)1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **永田孝子委員)**2番の永田です。ただ今、申請地は事務局からお話されましたので、 省きます。現地調査を12月7日に丸山会長、代理人さん、事務局、城推進委員、 私とで立ち合いました。申請地は狭小で歪な形状をしておりまして、機械化による 耕作はしづらい状況でございます。便利が悪く、他人様の土地を通してもらわなけ れば農業するには不向きな土地でございます。東側から南にかけて山林で、日当た りも悪い環境下でございます。申請人は管理ができないので、植林して山林に転用

したいと考えられたようです。計画の概要は、議案書のとおりでございます。また、 植林は隣接の住宅に迷惑の掛からないように十分配慮されるそうでございます。 転 用は致し方ないのではと思います。皆様のご審議、よろしくお願いします。

会長)次に、2番をお願いいたします。

事務局)番号2番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要につきましては、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から南西に約4km、青色で着色した国道387号線から東に約0.5kmの土地です。転用目的は、営農型太陽光発電設備の一時転用です。農地区分につきましては、農振農用地区域ですが、営農型太陽光発電設備の一時転用につきましては許可が可能となっております。この案件は、平成29年2月23日に1回目の一時転用許可3年間がなされ、2年9か月を経過して榊が植え付けられました。2回目の一時転用許可の際は、地震による影響を考慮し、総合的に判断して期間が1年となったもので、令和3年1月に期限が到来することから、今回3回目の再許可申請となります。現在の状況は、専門家の意見では植生状態・日照状況は特に問題なく、育成状況も良好とのことで、令和3年から収穫量は少ないが出荷が可能とのことです。以上です。

会長)2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員)7番の永田です。12月7日に会長、推進委員、事務局と申請人との立ち合いの下、現地の確認を行いました。スクリーンのようにヒサカキが順調なところが約50cm伸びております。いよいよ収穫の状態になってきております。頭上に太陽光が6基ほどありまして、太陽を追いかけて、その太陽光パネルが回るような形の施設ですので、かなり大きい設備になっております。下のサカキの方も草が2年目・3年目かなり生えましたので、現在は除草ネットを張って草が生えないような管理方法になっております。順調に生育しているんじゃないかと思っております。よろしく審議をお願いいたします。

会長)次に、3番をお願いいたします。

事務局)番号3番です。申請人、土地の所在、地目、面積、転用目的、概要につきましては、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市七城支所から北東に約1.7km、国道387号線から西に約2.2kmの土地です。農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地にあたり許可可能です。転用目的は植林です。こちらも、既にスギを約230本植栽されていることから、始末書が添付されております。以上です。

- 会長)3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 守塚委員) 18番の守塚です。場所は今ほど説明された場所でございますが、特別養護老人ホーム清泉から左側に100m進んだところでもあります。花房地区の圃場整備地区から外れた農地で、農業生産力の低い農地です。申請人が熊本市在住で、今回の申請につきましては、始末書が添付されております。現在は植林がされておりまして、無断転用ではありますが、本人も反省しておりますので、許可することはやむを得ないと考えます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
- **会 長)** 農地法第4条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。
- **工藤清子委員)**1番の工藤でございます。1番の件ですが、ズミってどういう植物でしょうか。教えていただきたいと思います。
- **事務局)** グーグルで調べたら、リンゴ科の植物で酸っぱい実がなる木、樹木になるということになっております。以上です。
- 工藤清子委員)分かりました。何に使用されるんですか。ただ植えるだけですか。
- 事務局) そうですね。ただ植えるだけと聞いています。
- 会 長) よろしいですか。他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 **長**) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

- **会 長)** ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。 次に、議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局長)議案第4号/事業計画変更について、ご説明させていただきます。13ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づく許可案件につきまして、別紙のとおり事業計画変更承認申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしく

お願いいたします。

- 会長) それでは、先ず、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局)議案第4号の事業計画変更について、説明します。資料は14ページになります。番号1番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、農地区分、変更前の事業計画に従った実施状況、申請人、当初及び変更後の事業計画については、議案書に記載のとおりです。今回申請がありました変更箇所につきましては、備考欄に記載しておりますとおり、権利の種類の変更になります。本年7月に5条の許可証を交付した案件になりますが、本来であれば地上権を設定すべきだったところを、申請人・施工業者・申請代理人との間で認識の食い違いが生じ、許可申請書に誤って賃借権を設定するよう記載してしまったということですので、それを改めるために変更の申請が出されているものでございます。なお、県にも確認しましたが、本件のように権利の種類の変更を承認することについては、問題はございません。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南西に約3.5㎞の位置にある農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。
- 会長)次に、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **永田正一郎委員)**7番の永田です。7日に現地を確認いたしました。スクリーンのように今年の9月現在で、もう完成しておりました。今度の申請は、賃借権の設定を地上権の設定に変更するという、業者間の思い違いとかそういうことで再設定になっております。よろしくお願いいたします。場所は、花房の坂のいくつも太陽光がいっぱいありますが、その一つのところになっております。
- **会 長)** 事業計画変更につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。
- **永田孝子委員)**2番の永田です。すみません。今までは賃貸借権設定というのは田の 全部に賃貸借権の設定があって、今回、地上権とは太陽光が建っている上の部分だ けを地上権の設定ですか。そうではなくて、どういう意味でしょうか。私は地上権 と言ったら、上の方だけが地上権だと思っていましたので。
- **事務局**) 地上権の場合は、権利が登記簿に載ります。なので、もっとさらに強い縛りが付くというような形で、登記簿謄本に地上権の設定というのが記載されるようになります。恒久的に、ある程度永年使われる太陽光ですので、そちらの方が貸主さんもいいということで、そういった形にされたみたいです。地上権もすべての農地にかかります。登記がなされるということになります。

**永田孝子委員**) 私は地上権というと、その上の方が地上権だと思ったので、関係ない ということですね。

会長)他にはございませんか。

高山委員) 11番の髙山です。地上権と賃借権の違いを簡単にご説明しますと、本件のような場合、土地を借りる権利だということで賃料が発生するというのは、地上権も賃借権も一緒なんですよね。ただ、地上権というのは、今おっしゃったように土地の登記簿謄本上に利用する権利として地上権が登記されるので、どこが違うのかというと、土地をAさんがBさんに売った時、地上権というのは土地を新たに買ったBさんにも貸す義務が課される訳ですね。そういう意味で強いというか。だから、例えば、貸主AさんがBさんに売った時に、Bさんは貸さなきゃならない義務を負ったまま購入するということになるんです。賃借権の場合は、Bさんが買った時、自分の意志でこれを撤去してくれというようなことができるという意味で違います。だから、地上権の方が借りる人にとって効力が強いという意味です。

永田正一郎委員)期間は、何年間でしたか。

会長)この事業計画変更の太陽光の期間ですか。

永田正一郎委員)前回、この太陽光の賃借権が出たでしょ。だから、何年間ですか。

**事務局**) 20年間です。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

**会 長)** 意見も無いようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手を お願いいたします。

- **会 長)** ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。 次に、議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局長) 議案第5号/農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。 15ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただく

ものでございます。今回の案件は、所有権移転7件、賃貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 議案第5号の農地法第5条許可申請について、説明いたします。資料は16ページになります。先ず、所有権移転の番号1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田503㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から北西に約1.2kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、集落に接続して設置される場合に該当しますので、転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。今回の申請地は、熊本県の菊池総合庁舎の 横にあります信号を北・龍門ダム方面へ約800m進みますと信号機がございます。 その信号機から右折しますと迫間・玉祥寺線がございます。ここから約800m進 んだ左手に位置します。現地調査を12月7日に行いました。申請人は、この程、 お母さんとマイホームを建てようと計画を立てられました。選定された理由としま しては、申請人の職場にできる限り近い位置であること、また、来客が多いので駐 車スペースも確保できる面積、道の便利が良く日当たりもよい、周辺に住宅がある こと、このような条件を踏まえ、ほぼ充足している申請地を選定されました。申請 人さんは、現在、市内のアパートに住んでおられますが、老朽化のうえ造りが大変 古く、狭くて暮らしに不便な思いをされておられます。また、お母さんも一人でア パートに住んでおられまして、高齢のため面倒をみる必要があると思いますと書い てありました。また、毎月の家賃払い等を考えますと、住宅ローンを十分組める金 額であることから、マイホームを建てようと考えられました。この条件で充足する 土地を取得できる機会を得られましたので、申請に及んだのでした。計画の概要は、 議案書のとおりでございます。給水は、市の上水道を利用されます。生活雑排水の 処理は、市の下水道を利用されます。雨水は、自然浸透、計画地内に浸透桝を設置 しまして地下浸透されます。また、オーバーフロー分については、申請地の北側の 既存の水路へ放流されます。排水同意も取ってあります。被害防除方策といたしま しては、計画地内に囲いを施しまして、周辺の農地に迷惑が掛からないよう十分配 慮されます。完成後の被害防除方策としましては、周辺農地の配慮は恒久的に視野 に入れ対応するものといたします。このようなことから、転用は致し方ないのでは

と思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

- 会長)次に、2番をお願いいたします。
- 事務局)番号2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は農業を営む個人で、田畑781㎡の所有権を取得して、宅地拡張・通路に転用する案件になります。この度、譲受人が今回の申請地と同時に既存の住宅を含めた宅地を購入することになり、所有権移転の手続きを進める中で無断転用がなされていたということが発覚したことから、追認許可の案件になります。既にお亡くなりになられたということですけれども、譲渡人の父親がいつ頃か詳細は不明とのことですが、随分と昔から自己所有の農地を自宅の庭や市道から自宅に入るまでの通路として自ら農地を転用されており、転用当時においても、父親が農地法の許可が必要であることを知っていたかどうかも不明ということです。なお、始末書が添付されております。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南東に約1.7㎞の位置にある農地になります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。
- 会長)2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **永田孝子委員)**2番の永田でございます。今回の申請地は、菊池女子高等学校横の交差点を県道菊池赤水線の方向へ約900m進みますと、右側に河原郵便局がございます。そこから右折をして市道の中原線を600m程進んだ左手に位置します。現地調査を12月7日に行いました。いろいろな説明は、事務局から説明いただいたとおりでございまして、この案件については登記の時に発覚しまして、無断転用と分かったのでございます。転用は致し方ないのではと思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
- 会長)次に、3番をお願いいたします。
- 事務局)番号3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は林業を営む法人で、林業関係の重機置場として借用していた土地が諸事情により借用できなくなったため、会社の近くの畑316㎡の所有権を取得して、同じように資材置場として転用する案件です。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から北東に約6kmの位置にある農地になります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地であるこ

とから、第2種農地になります。位置図及び現況写真につきましては、スクリーン をご覧ください。

会長)3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**緒方啓一委員**) 13番の緒方です。7日に現地調査立ち合いを行いました。この案件は、国道387号線の重味という場所にあります。そこと龍門ダムより繋がっている追龍道路の繋がっているところから500mくらい入った場所にあります。譲受人は林業で、県内外の木材搬出業をやっておられます。親子3人で、大型プロセッサーの他5台の重機で大規模にやっておられます。今まで重機置場として借用しておられた土地に住宅が建つことになり、今回、自宅に行く途中の土地を条件が良いと思われ、購入されるものです。排水処理・水の問題もなく、置場でございますので、何ら問題はないと思います。ご審議、よろしくお願いいたします。

会長)次に、4番をお願いいたします。

事務局)番号4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は、社会福祉事業を営む法人の経営者・個人になります。宅地約623㎡では面積が不足するため、田601㎡の所有権を取得して、自ら経営する法人の貸事務所と個人住宅の一部に転用する案件となります。また、7日の現地調査におきまして、対象地に隣接する宅地の造成に合わせ、余った土砂を農地に敷き均していたということが判明しましたので、始末書を追加で提出していただいております。お手数ですけれども、議案書の備考欄に「始末書添付」と追記していただきますよう、お願いいたします。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西に約3.2㎞の位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、集落に接続して設置される場合に該当し、転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**永田正一郎委員)**7番の永田です。7日に立ち合い調査をいたしました。土地は、県道53号植木菊池線の中間地点で、北古閑という地区にあります。ご覧のとおり県道から約100mくらい南古閑地区の方に上がった道路の左側に位置しております。ご覧のように造成されておりまして、前の方は宅地として使いたいということで造成されておりました。今度、この申請者がこの土地を購入されまして、ここに事業用の住宅と事業所1棟・個人住宅を建築するということで申請になっております。その一部として、先程言われましたように転用の600㎡が無断転用になっており

ましたので、今回の申請になっております。一部は、やはり住宅を建てるところが 無断転用になっており、今度の申請であります。給排水・生活雑排水は、合併浄化 槽を設置し、西側の市道側溝に接続放流するということになっております。周りが 住宅と東側・南側は田んぼがありますが、1 m程度こちらの方が高い状態ですので、 造成・整備するうえにおいて、土砂などが入らないように十分配慮して行うという ことでした。日照とかそういうのも、建った場合もまず問題ない地形になっており ます。よろしくお願いいたします。

会長)次に、5番をお願いいたします。

事務局)番号5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は製造業を営む法人で、工場を移転するために、現在、新しい工場を建築中であります。予定地の大部分は宅地になりますが、駐車場の一部が田630㎡にかかり、転用するという案件になっております。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市七城支所から南西に約740mの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会長)5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**楳田委員)**5番の楳田です。転用場所は、七城町のサッカー場から北側のところにあります。申請人は、現在、森北の工業団地で事業をされておりますが、今回、七城町に工場を移転し事業をされるということで、その際、従業員の車を置くスペースが不足するため、駐車場を設置する申請です。地元からの反対の意見は出ておりません。皆様の審議をお願いします。

会長)次に、6番をお願いいたします。

事務局)番号6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は農業を営む個人で、父親の所有する畑490㎡の所有権を無償で取得して、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から東に約2.4kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、集落に接続して設置される場合に該当し、転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

- 会長)6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 工藤真理子委員) 4番の工藤です。申請地は、泗水支所から東方向へ約2.4km、近くに目印になる建物がないのでちょっと説明がしにくいのですが、永地区から桜山地区へ向かう道路沿いで、桜山地区へ入る少し手前の東側に位置します。12月7日に丸山会長、事務局、代理人さん、井藤推進委員さん、私で現地調査を行いました。申請人さんは、現在、3世代で実家にお住まいですが、昨年、子どもさんが生まれて現在の家では手狭になってきたため、住宅の新築を考えられました。お父様の所有される農地で営農されることから、集落内も考えられましたが、農機具置き場や運用のスペースを考えると、どうしてもこの農地が一番適しているということで選定されました。給排水計画は市の上下水道を利用し、雨水は敷地内に浸透桝を設置し、オーバーフロー分は西側の用水路へ放流予定です。造成中、東側と北側の農地より70cm程高くなるためL字擁壁を敷設し、南側の住宅及び農地に対しては境界にコンクリート壁を造り土壌の流出を防止します。完成後も周辺農地や住宅地に迷惑が掛からないよう十分留意しますとのことでした。もし、万が一被害が発生した場合は、責任をもって対処しますとのことです。このようなことから、この転用は致し方ないと思われます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
- 会長)次に、7番をお願いいたします。
- 事務局)資料は17ページになります。番号7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑478㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約2.4kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。
- **会 長)** 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は、国道387号線沿いの菊池農業高校の正門通りを東へ1km。周りはアパートや住宅が建ち並ぶ間にある2種農地になります。申請人さんは、現在、近くのアパートに妻と子どもと住んでおられますが、将来の生活設計を考え、平屋一戸建て個人住宅を建築されるものです。計画概要については、事務局案内のとおりです。給水・排水計画については、給水は市の上水道を利用します。生活雑排水・汚水については、市の下水道の延長工事がこの度完了しまして、市の下水道を利用することになります。雨水については、敷地内に雨水浸透桝を数か所設置し処理します。被害防除対策については、大きな造成工事はありま

せんが、工事の際は土砂の流出等がないよう責任をもって対応します。完成後も同様、責任をもって対応します。以上のことで問題はないと考えます。皆さんのご審議、よろしくお願いします。

会長)次に、賃貸借権設定の1番をお願いいたします。

- 事務局)資料は18ページになります。すみません。資料の訂正を一つお願いします。こちらは賃貸借権の設定となっておりますので、番号が8番となっておりますが、1番に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は発電事業を営む法人で、田224㎡を賃借して、大分県日田市に自社で建設した風力発電から送られてくる電気の変電所に転用する案件になります。なお、本申請につきましては、平成31年4月におきまして、全く同じ内容で農地法第5条の転用許可を一旦交付しておりますが、許可後に風力発電所の建設計画に遅延が生じたため、一旦許可証が返納されたという案件になっております。今回は、発電所建設の目処が立ったため、再度申請されたということになります。今回は、発電所建設の目処が立ったため、再度申請されたということになります。クロは、発電所建設の目処が立ったため、再度申請されたということになります。今回は、発電所建設の目処が立ったため、再度申請されたということになります。今回は、発電所建設の目処が立ったため、再度申請されたということになります。今回は、発電所建設の目処が立ったため、再度申請されたということになります。今回は、発電所建設の目処が立ったため、再度申請されたということになります。今回は、発電所建設の目別の生産性の低い農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。
- **会 長)** 1番につきましては、私が担当ですので、意見を述べたいと思います。14 番の丸山です。今、事務局から説明がありましたように、本申請は平成31年4月 18日付で菊池市農業委員会で転用許可を出した案件ですが、本体の風力発電施設 の建設計画に遅延が生じたため、許可を返納しております。今回、風力発電施設の 建設の目処が立ったため、再度申請するとの事業計画であります。場所は日田市と 言いましたけど、菊池渓谷から阿蘇市の方に登っております道路を阿蘇市に入りま して左側に行きますとオートポリスがあります。そこの阿蘇市側の尾ノ岳というと ころに風力発電を計画されております。また、本申請につきましては、電力を購入 される○○○○○さんから「この鉄塔に変電所を設けて接続してください」という 条件のもとでの申請でございますので、何ら問題はないと思っております。給排水 につきましては、発生はいたしません。大規模な造成もされる見込みはありません。 現在の農地に対角上に4本の電柱を建てられまして、その上層部に変圧器といいま すか、そういった電力を変電する器具を備えてからの申請ですので、雨水あたりに 関しましても、何ら問題はないと思っております。また、隣接の同意も取られてお りますので、この案件に関しましては何ら問題はないと思っております。皆様方の ご審議をよろしくお願いいたします。

**会 長**) 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が 終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

**会 長**) 意見もないようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

- **会 長)** ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。 次に、議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局長)議案第6号/農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。19ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- **会 長)** 先ず、全体の説明をしていただき、終わりましたら、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。
- 事務局) 20ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃貸借権設定61件、使用貸借権設定5件、期間借地による賃貸借権設定1件、中間管理事業による賃貸借権設定11件、所有権移転11件となっております。それでは、所有権移転の各筆明細の説明に入ります。22ページをご覧ください。1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、記載のとおりです。
- 会 長) 1番につきましては、私が担当ですので、意見を述べたいと思います。14番の丸山です。移転する方・移転を受けられる方は、同じ集落でお茶を共同でやっておられる方です。移転される方は高齢で奥さんもご病気ということで、数年前にお茶を辞められて、譲受人さん一人で経営を頑張っておられます。そのような中での今回の所有権移転ということです。何ら問題ないと思います。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。
- 会長)次に、2番をお願いいたします。

- 事務局) 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、 現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。
- 会長)2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 高木委員) 19番の髙木です。7日に推進員とともに現地を確認いたしました。場所は、387号線沿いの迫間支館から東へ直線で500mから600m入ったところにございます。筆数がかなりありますので、あちこちに点在しております。所有権を移転する方はご高齢で、今年までは小作に出したり、作ができないところはシルバーさんを入れて草を切って手入れをされていたということでございます。たまたま同じ集落の方に話を持ち掛けたら、買い取りましょうということで話がまとまったようでございます。所有権を受けられる方は、水稲はもちろん、大々的に養豚経営をなさっている方で、認定農業者でもありますので、問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。
- 会長)次に、3番と4番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。
- **事務局**) 3番と4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。
- 会長)3番と4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **永田正一郎委員)**7番の永田です。3番は筆数がかなりありますが、構造改善事業によりまして2筆になっており、所有権を受けられる方は、現在、ゴボウを作っておられます。相互の合意によりまして売買になっております。4番も筆数が多くありますが、構造改善事業によりまして1筆になっております。6反の筆数になっておりますが、所有権の移転を受けられる方がゴボウを作りたいということで、購入するという合意に至りました。場所は、グリーンロード花房の道路のそばにあります。かなり構造改善事業によって位置が変わりまして、受ける方が大規模にゴボウ栽培をやっておられますので、喜んでゴボウ農業に頑張りたいと言っておられました。
- 会長)次に、5番をお願いいたします。
- 事務局) 5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、 現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。
- **会 長)**5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

- **永田正一郎委員)**7番の永田です。こちらも、花房台の構造改善されました菊池農業 高校近くの畑で、現在、既に飼料作物を所有権を受ける方が作っておられます。お 互いの合意によりまして売買になっております。
- 会長)次に、6番をお願いいたします。
- **事務局)**6番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。
- 会長)6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **歌丸委員)** 3番の歌丸です。お互いの要望による所有権移転です。場所は、七城町の 山崎区から北東へ約1km進んだところにあります。譲受人さんの営農している畜舎 の近いところに場所があり、今回の申請地では飼料作物を作るとのことです。皆様 のご審議をよろしくお願いいたします。
- 会長)次に、7番をお願いいたします。
- **事務局)**7番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、 現況地目、面積につきましては、記載のとおりです。こちらは、贈与ということに なっております。
- 会長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **歌丸委員)**3番の歌丸です。お互いに話がまとまった贈与による所有権移転です。場所は、七城町上水次区から北東へ約400m進んだところにあります。譲受人さんの耕作地に近い場所にあり、今回の申請地では野菜を作る予定です。皆様のご審議をお願いいたします。
- 会長)次に、8番をお願いいたします。
- 事務局) 8番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、 現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。
- 会長)8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 守塚委員) 18番の守塚です。お互いの要望による所有権移転です。場所は、七城の板井地区から北側へ約200m、南側へ300m程進んだ場所です。譲受人の耕作地に近い場所にあり、今回の申請地では水稲・麦を作る予定です。皆様のご審議、

よろしくお願いします。

- 会長)次に、9番をお願いいたします。
- 事務局) 9番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、 現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。
- 会長) 9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 工藤清子委員) 1番の工藤でございます。この農地は、10月の農業委員会で5条の自宅敷地内への進入路で申請された残りの農地でございます。この残りの農地を買ってもらえないかと所有権を移転する人の話があり、所有権を受ける方は進入路を買われた方の親戚の方で、ぜひ買いたいと話がまとまりました。牛の肥育をされている認定農家でございます。何ら問題はございませんので、よろしくお願いいたします。
- 会長)次に、10番をお願いいたします。
- 事務局) 10番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。
- 会長)10番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- 坂田委員) 8番の坂田です。この土地は、旭志小学校から200m程北東へ直線で行った水田地帯です。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、この度、相互合意により話がまとまりました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 会長)次に、11番をお願いいたします。
- 事務局) 1 1 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、 現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。
- 会長)11番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。
- **川口委員)**17番の川口です。所有権の移転をされる方は、今までずっと小作に出されておりまして、今後も農業をされることはございませんので、今回の移転を受けられる方にお話をされて、買っていただくということになりました。移転を受けられる方は、若干ご高齢ではありますが、息子さんがおられまして、今、親子で共同という形で認定農家をとられております。それで、一応、お父さんの名前で今回は

出されておりますが、息子さんもおられますので、何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

会 長) 今回の計画は、ただ今説明がありました所有権移転11件のほか、賃貸借権 設定61件、使用貸借権設定5件、賃貸借権設定(期間借地)1件、中間管理事業 11件となっております。しばらく時間をとりますので、内容をご確認していただ きますようお願いいたします。

## ( 議案の内容確認 )

- **会 長)** それでは、議案の内容を確認していただいたと思いますので、何かお尋ねや ご意見等がございましたら、お受けいたします。
- **右田博昭委員)** 9番の右田です。株式会社〇〇〇〇は、代表取締役の名前か年齢くらいは、記載できないものなのでしょうか。

事務局)はい。わかりました。来月から記載するようにさせていただきます。

**永田正一郎委員)**どういう会社なのか、説明をお願いします。

**事務局**) 農地所有適格法人になります。○○○の○○○○○○会社になります。

- **会 長)** 今の事務局からの説明でよろしいですか。
- **事務局**) すみません。一応、経営作目は備考欄に書いておりますが、水稲・WCS・ゴボウ・タマネギを栽培されています。代表者は息子さんなので、30代だと思います。申し訳ございませんが、生年月日までは調べておりません。
- 会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

**会 長)** 意見も無いようですので、原案のとおり承認することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

#### (全員挙手)

**会 長)** ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決 定いたします。 次に、報告案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

- **事務局長)**55ページをお開きください。報告案件は「土地改良届出」と「合意解約」の2件となっております。先ず「土地改良届出」でございます。今回は1件で、詳細につきましては、56ページに記載のとおりでございます。次に「合意解約」でございます。今回は、農地法第18条の規定による合意解約通知が17件あっており、詳細につきましては、57ページから63ページに記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。
- **会 長)** ただ今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

**会 長)** 意見もないようですので、報告案件につきましては、事務局からの説明どおりとさせていただきます。

本日上程されました議案等に関する審議は全て終了しましたが、その他で何かお 尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

- 会長)事務局から何かございますか。
- 事務局長)事務局長の泉でございます。「農業委員会法改正5年後調査」について、お諮りさせていただきたいと思います。一般社団法人)全国農業会議所から平成28年の改正農業委員会法の施行から5年目を迎え、制度改正による農業委員会の活動や運営に関する効果・課題を把握するための調査が参っております。調査内容につきましては、農業委員の選任方法でありましたり、農業委員と推進委員の連携、農地の集積・集約化、遊休農地対策、新規就農支援に関する取り組みなど多岐にわたっているところでございます。本来であれば、委員の皆さん方のご意見をお伺いして回答すべきところかと思いますが、設問が60数項目に及んでおり、時間的な制約もございますので、回答につきましては、事務局にご一任していただければと思っているところでございます。それでよろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

**事務局長)**それでは、事務局の方で回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

## 会 長) 他にはございませんか。

事務局) 先月の総会におきまして、新規就農者の審議の際、柿の栽培日数が150日に満たないことへのご質問があっておりましたので、10aあたりの農作業労働時間に関する統計資料をご紹介させていただきます。先ず、施設栽培につきましては、露地栽培と比べると時間がかかり、ブドウが1.3倍、温州ミカンが3.7倍、野菜では1.8倍ということになっております。次に、露地栽培につきましては、最も労働時間がかかるのはブドウとなっており、次いで梨、柿と梅は大体同じくらいの時間で、その次に温州ミカンがきて、野菜が160日間と最も少なくなっております。施設栽培につきましては、温州ミカンの労働時間が野菜に比べて2.6倍、ブドウが2倍となっております。稲作につきましては41時間となっておりますが、田植え機やコンバインなどの普及による作業の効率化が進んでいるため、他の作物と比べ少なくなっているものと思われます。以上でございます。参考にしていただければと思います。

## 会 長) 他にはございませんか。

- 事務局) 11月30日の議案検討会の際、委員さんから「昨今の状況下における農業者年金の運用利回り」についてご質問がありましたので、回答させていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染拡大の影響から、農業者年金の令和元年度の運用利回りがマイナス2.08%となっておりますけれども、これにつきましては、65歳の年金裁定の時、仮に運用累計額がマイナスとなって自分の年金原資が支払った保険料の合計額を下回るようなことがあったとしても、「危険準備金」という形でマイナス分が補填されるという仕組みになっております。お配りしております資料に詳しく書いてございますので、後程ご覧いただければと思います。以上です。
- **会 長)** ただ今、事務局より補足的な説明が2件ございましたが、この件につきまして、何かお尋ね等がございましたら、お受けいたします。

## (質問・意見なし)

**会 長)** ご質問やご意見もないようですので、これをもちまして「令和2年第12回 農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。 菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会	会長	EI
菊池市農業委員会	委員	
菊池市農業委員会	委員	